

田原市蔵王山展望台
指定管理者 募集要項

令和 7 年 9 月

田原市商工観光部観光課

田原市蔵王山展望台の指定管理者を次のとおり募集します。

1 対象施設の概要

名 称	田原市蔵王山展望台
所在地	田原市浦町蔵王1番地46
概 要	土地 20,180㎡ 建物 鉄骨4階建て 延べ床面積 839.63㎡ 機械設備 一式 付帯施設 一式（敷地内の園地を含む）

2 市としての考え方

施設の管理運営について指定管理者制度を通じて、民間の活力を活用することにより最小の経費で最大の効果を挙げ、行政コストに対して効率的に市民サービスの向上等を図るものである。

指定管理者については市民や観光客が安心、安全で楽しく利用できる管理運営を行うこと。

また、観光施設としての魅力を発揮できるようなイベント等を実施し、観光客に必要な情報を提供することにより田原市全域へ人の流れを生み出す波及効果を期待する。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 田原市蔵王山展望台の維持管理業務（定期点検保守、日常保安、清掃管理、花壇管理、樹木管理、芝生管理、給水施設管理等）に関すること。
- (2) 施設及び設備に係る修繕並びに消耗品の補充を行うこと。
- (3) 田原市蔵王山展望台にかかるイベントの管理運営に関すること。
- (4) 駐車場管理に関すること。
- (5) 上記に付随する業務

4 自主事業等について

- (1) 自主事業とは、管理業務以外に施設の魅力を向上させ、利用を促進し、より良い施設運営を行うため指定管理業務の実施を妨げない範囲において事前に市の承認を得た事業のことである。
- (2) 自主事業を実施する場合においては、あらかじめ市と協議し必要な許可

を受けなければならない。

(3) 実施する予定の自主事業については事業計画において提案すること。

(4) 事業例

ア 2階カフェスペースを利用した飲食事業、物販事業

イ 指定管理者以外の事業者との協力によるイベント等

(5) 自動販売機事業、2階カフェスペースを利用した飲食事業、物販事業については、行政財産の目的外使用となるため、別途市と協議すること。(現在設置されている自動販売機台数分は継続して認めていく方針である。)

5 管理に当たっての基準

(1) 施設の利用時間

午前9時から午後10時まで

(2) 施設の休日

火曜日(火曜日が祝日の場合はその翌日)

(3) 関係法令等の遵守

田原市蔵王山展望台は、地方自治法第244条第1項に規定する公の施設として、地方自治法、田原市蔵王山展望台の設置及び管理に関する条例、田原市蔵王山展望台の管理運営に関する規則、その他の関係法令等に基づき管理すること。

(4) その他

田原市蔵王山展望台の利用者に対し、適切かつ公平なサービスの提供を行うものとする。

6 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

7 事業収支の概要に関する事項

(1) 指定管理料

毎年度、予算の範囲内において年度協定で定めることとする。

(2) 自主事業収入

自主事業に要する費用は指定管理料に含めないものとする。ただし、自主事業として実施した事業の収入は、指定管理者に帰属する。

8 経費の支払方法

経費の支払方法の詳細は、田原市蔵王山展望台管理運営業務仕様書による。

9 リスク分担について

リスク分担方針は「別添 1：リスク分担表」のとおりとする。これらは、帰責理由の所在が不明確になりやすいリスクについて、基本的な考え方を示したものである。

10 応募資格

- (1) 団体であること（法人格の有無は問わない）。
- (2) 指定期間中、田原市蔵王山展望台の管理を円滑かつ安定して実施できる能力を有すること。
- (3) 団体又は団体の代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、田原市において一般競争入札等の参加を制限されている者。
 - イ 応募書類の提出時まで国税、都道府県税及び市町村税を完納していない者。
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者その他反社会的行為を行う者。

11 募集期間

令和 7 年 9 月 17 日（水）から令和 7 年 10 月 27 日（月）まで（必着）

12 応募書類（1 部）

指定管理者指定申請書（別記様式）

- (1) 定款、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (3) 役員名簿
- (4) この申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに過去 3 年分の収支計算書及び事業報告書
- (5) 当該施設の管理に関する収支予算書
- (6) 納税を証する書類（滞納のない証明書）
- (7) その他市長が必要と認める書類

13 選定基準

- (1) 田原市蔵王山展望台の平等利用が確保されるものであること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 管理を安定して行う物的、人的能力を有していること。
- (4) 「別添２：指定管理者候補者選定基準」に基づき実施する。

1 4 現地説明会

必要に応じて現地説明会を行う。希望者は観光課（電話番号０５３１－２３－３５２２）へ事前に連絡し日程調整すること。

1 5 質疑

- (1) 受付方法
質疑書（様式３）に質問内容を記入の上提出すること。
- (2) 受付期間
令和７年９月１７日（水）から令和７年１０月９日（木）まで
- (3) 回答方法
質疑書提出から５日以内に回答する。結果は窓口にて公開する。

1 6 審査及び選定に関する事項

- (1) 選定審査会で審査を行い、その結果に基づき審査会が候補者を選定する。
- (2) 審査は応募者の提出書類及びプレゼンテーションに基づき、選定基準に従い総合的に実施する。
- (3) 応募団体が１団体のみの場合であっても、審査会の定める最低基準に満たない場合は選定されず、再度公募を行う場合があることを留意すること。
- (4) 審査会日時については後日、通知する。

1 7 選定結果

令和８年１月３０日（金）までに文書により通知する。

1 8 その他

- (1) 応募の撤回及び応募後における応募書類の修正はできないこととする。
- (2) 応募書類及び選定結果については、公表する場合がある。
- (3) 応募に関する必要な費用は、応募者の負担となる。

1 9 参考資料（詳細は提出先窓口において閲覧に供す。）

- (1) 田原市蔵王山展望台管理運営業務仕様書
- (2) 管理区域平面図、施設平面図
- (3) 令和 6 年度における利用実績
- (4) 田原市蔵王山展望台の設置及び管理に関する条例
- (5) 田原市蔵王山展望台の管理運営に関する規則
- (6) 田原市蔵王山展望台の管理に関する基本協定書(案)
- (7) 田原市蔵王山展望台の管理に関する年度協定書(案)

2 0 応募書類の提出先（問合せ先）

〒441-3492

田原市田原町南番場 3 0 番地 1

田原市役所 商工観光部 観光課

電話 0 5 3 1 - 2 3 - 3 5 2 2（直通）

※ 直接ご提出いただくほか郵送でも差支えありません。郵送の場合は、原則として「配達記録郵便」又は「簡易書留」とし、提出期限（令和 7 年 1 0 月 2 7 日（月）必着）に注意すること。